

サ・1・1（有効・保存期間：令和17年3月末）

一般（運免）第113号

令和7年3月21日

関係所属長 殿

交 通 部 長

運転免許証等の暗証番号に関する照会回答要領の制定について（通達）

運転免許証、免許情報記録個人番号カード及び運転経歴情報記録個人番号カードの暗証番号に関する照会回答要領を別添のとおり定めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「運転免許証の暗証番号に関する照会回答要領の制定について」（令和6年3月19日付け一般（運免）第59号）は、本通達の施行をもって無効とする。

（担当）運転免許課 企画調整官（企画担当） ■■■■■

別添

運転免許証等の暗証番号に関する照会回答要領

1 趣旨

運転免許証（以下「免許証」という。）のICチップに記録された情報を保護するための暗証番号及び特定免許情報又は運転経歴情報が記録された個人番号カード（以下「マイナ免許証等」という。）のICチップに記録された情報を保護するための暗証番号についての照会及び回答の方法等に関し、必要な事項を定めるものである。

2 暗証番号の照会申請

- (1) 暗証番号について照会申請を行う者（以下「申請者」という。）は、運転免許を受けている本人のみとし、申請時に免許証又はマイナ免許証等を提示させて顔貌を確認すること。
- (2) 申請者は、別紙「運転免許証等暗証番号照会申請書」（以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）又は警察署の取扱窓口に提出するものとする。電話等、申請書以外による照会申請には応じないこと。
- (3) 照会申請の受付時間は、運転免許課にあっては、平日及び日曜日の午前10時から午前11時30分まで及び午後2時から午後4時までとし、警察署にあっては、平日の午前9時から午後4時30分までとする。

3 暗証番号の照会

- (1) 照会申請を取り扱う者は、次により暗証番号を照会し、免許証の暗証番号については番号票の番号1及び番号2に、マイナ免許証等の暗証番号については番号票の番号3に記載すること。
 - ア 免許証又はマイナ免許証等に記載の住所が県内の場合
警察共通基盤システムの運転者管理等業務から、申請者の免許照会を実施する。
 - イ 免許証又はマイナ免許証等に記載の住所が県外の場合
記載の住所地を管轄する都道府県警察に対し、別に示す「運転免許証等暗証番号照会先一覧」により、警電で照会する。
- (2) 前項により暗証番号の照会ができなかった場合は、運転免許課企画係まで問い合わせること。

4 照会結果の回答

- (1) 照会結果の回答は、申請書の番号票部分を切り取り、申請者への手交により行うものとし、その際、申請書の申請者回答確認欄に申請者の署名を受けること。
なお、口頭等、番号票の手交以外による回答は行わないこと。
- (2) 番号票を免許証又はマイナ免許証等と一緒に紛失した場合、他人から容易にICチップの記録内容を読み取られてしまうおそれがあるため、免許証又はマイナ免許証等と一緒に保管又は携行しないよう、申請者に対し注意を促すこと。

5 申請書の保管

申請書は、受理所属において、公文書管理基準表に基づき、保管すること。

運転免許証等暗証番号照会申請書

運転免許課長
警察署長

私が所持する 運転免許証 マイナ免許証（マイナ運転経歴証明書） の暗証番号について、

次のとおり照会申請します。

※ 太枠の中を記入してください。□は、該当するものにチェック(✓)してください。

※ 「免許証番号等」欄には、次の番号を記入してください。

- ① 運転免許証の暗証番号を照会する場合は「免許証番号」
 - ② マイナ免許証の暗証番号を照会する場合は「免許情報記録番号」
 - ③ マイナ運転経歴証明書の暗証番号を照会する場合は「運転経歴情報記録番号」

なお、②又は③がわからない場合は、生年月日と性別でお調べしますので、記入をお願いします。

申 請 者 回 答 確 認 欄

私は、昭会を申請した暗証番号の回答を受けました。

氏名

九理欄

運転免許課
警察署 取扱者 係 氏名

キリトリ

番号票

番号1	番号2	番号3